様式第一（第１号、第２号又は第３号関係）

租税特別措置法適用証明申請書

　年　月　日

主務大臣　名　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本　　　　　　　　店

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の資格及び氏名　　　　　　　　（注１）

　　下記事項が租税特別措置法第８０条第１項第○号に該当するものであることにつき、同法施行規則第３０条の２の規定による証明を受けたいので申請します。

記

１．登記申請人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注２）

２．登記事項の内容 （注３）

　　　　　　別紙１のとおり

３．登記予定年月日

　　　　　　　年　月　日

４．租税特別措置法第８０条第１項に規定する産業競争力強化法第○条第１項の認定（造船法第１５条の規定又は食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第17条（第３項を除く。）の規定により当該認定があったものとみなされる場合における当該認定を含む。）年月日

　　　　　　　年　月　日

５．認定事業再編計画、認定事業基盤強化計画又は認定安定取引関係確立事業活動計画等（租税特別措置法施行令第４２条の６第２項第３号から第６号までのいずれかの計画をいう。）（以下「認定計画」という。）中登記事項の該当する箇所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注４）

６．認定計画において登記申請人が既に行った登記事項の内容　　　　　　　　　　（注５）

　　　　　　別紙２のとおり

（奥書）

上記事項は、租税特別措置法第８０条第１項第○号に該当するものであることを証明します。

　　　番　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主務大臣　名　　　　　　　印

（別紙１）

登記事項の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 登記事項の内容  （a） | 設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額（円） | | | |
| （b） | （b）のうち純増部分の資本金の額 | | （b）のうち純増部分以外の資本金の額（円）  （e） |
| うち軽減の対象となる資本金の額（円）  （c） | （c）以外の資本金の額（円）  （d） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（別紙２）

認定計画において登記申請人が既に行った登記事項の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登記年月日  （a） | 登記事項の内容  （b） | 設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額（円） | |
| （c） | うち純増部分の資本金の額（円）  （d） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計額（純増部分の登記） | |  |  |

（注１）　申請者である会社の本店所在地及び商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。なお、会社の設立の場合（新設合併又は新設分割による設立の場合を含む。）においては、設立される会社の表示並びに発起人代表者又は代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、新設合併による設立の場合には、合併により消滅する会社についても、本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

（注２）　登記申請人である会社の本店所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設　　　　立される会社の商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

（注３）　登記事項の内容を下記のとおり別紙１に表形式で記載する。なお、資本金、増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 登記事項の内容  （a） | 設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額（円） | | | |
| （b） | （b）のうち純増部分の資本金の額 | | （b）のうち純増部分以外の資本金の額（円）  （e） |
| うち軽減の対象となる資本金の額（円）  （c） | （c）以外の資本金の額（円）  （d） |
|  |  |  |  |  |

　（a）登記事項の内容

次の例により記載する。

　第１号の場合

　　　　○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資（出資比率は各社○○パーセント）による○○株式会社（本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立（又は資本金の額の増加（令和○年○月○日の増資））

　　第２号の場合

　　（１）○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）と○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の合併による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立

　　（２）○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（令和○年○月○日の増資）

　　第３号の場合

　　（１）○○株式会社の新設分割による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立

　　（２）○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）からの吸収分割により○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（令和○年○月○日の増資）

　（b）設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額　　　　　　円

（c）（d）

純増部分の資本金の額については、下記の金額を租税特別措置法第８０条第１項の適用の有無ごとに分けて記載する。

第１号の場合

設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額

第２号の場合

合併により消滅した会社の合併直前における資本金の額に相当する額を超える部分

第３号の場合

　　　分割する会社の資本金の額又は増加する資本金の額

※会社の設立又は増資の登記について、租税特別措置法第８０条第１項により軽減税率が適用される資本金の額の上限は3,000億円であるため、軽減の対象になる額を（c）に、対象にならない額を（d）に記載する。

（注４）　次の例により記載する。

２に記載する登記事項は、○第○○号により主務大臣の認定を受けた事業再編計画、事業基盤強化計画、安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画又は消費者選択支援事業活動計画の○－○－○（※認定計画中当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、３－（２）－④、別表１等）に記載されている。

（注５）登記申請人が既に認定計画内で行った登記事項について、登記年月日、登記事項の内容を下記のとおり別紙２に表形式で記載する。該当がない場合は「該当なし」と記載する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登記年月日（a） | 登記事項の内容  （b） | 設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額（円）  （c） | |
|  | うち純増部分の資本金の額（円）  （d） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計額（純増部分の登記） | |  |  |

（a）登記年月日　　　　　年　月　日

（b）登記事項の内容

次の例により記載する。

　　第１号の場合

　　　　○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資（出資比率は各社○○パーセント）による○○株式会社（本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立（又は資本金の額の増加（令和○年○月○日の増資））

　　第２号の場合

　　（１）○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）と○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の合併による○○株式会社（本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立

　　（２）○○株式会社（本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が○○株式会社（本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行したことによる資本金の額の増加（令和○年○月○日の増資）

　　第３号の場合

　　（１）○○株式会社の新設分割による○○株式会社（本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立

　　（２）○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）からの吸収分割により○○株式会社（本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行したことによる資本金の額の増加（令和○年○月○日の増資）

（c）設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額　　　　　　円

（d）純増部分の資本金の額

第１号の場合

設立した会社の資本金の額又は増加した資本金の額を記載する。

第２号の場合

合併により消滅した会社の合併直前における資本金の額に相当する額を超える部分を記載する。

第３号の場合

分割した会社の資本金の額又は増加した資本金の額を記載する。

※会社の設立又は増資の登記については、租税特別措置法第８０条第１項により軽減税率が適用される資本金の額の上限は3,000億円である。